

岸和田市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託 公募型プロポーザル 要求水準書

令和7年4月
岸和田市

1. 要求水準書の位置づけ

岸和田市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託公募型プロポーザル要求水準書（以下、「要求水準書」という。）は、本業務を遂行するにあたり、岸和田市が、受託者に求める業務の水準（以下、「要求水準」という。）であり、参加者の業務提案の前提条件や岸和田市としての仕様を記載したものである。参加者は、要求水準を満たす限りにおいて、本業務に関し自由に提案を行うことができるものとする。なお、岸和田市は受託者を選定する審査条件として、要求水準書を用いる。また、受託者は、本業務の業務期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。岸和田市による業務監視により受託者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める業務委託契約書（案）に基づき、対価の減額又は契約解除の措置がなされる。なお、要求水準書は本業務の基本的な内容について定めるものであり、本業務の目的達成のために必要な業務については、要求水準書に明記されていない事項であっても、受託者の責任において調査業務を遂行すること。

2. 業務委託の概要

2.1 業務委託名称

岸和田市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託（以下「本業務委託」という。）

3. 業務委託範囲

3.1 資料の収集・整理

3.1.1 過年度成果の確認及び最新情報の収集・整理

令和6年度発注の下水道事業ウォーターPPP 導入検討業務成果（以下、「過年度成果」という。）を確認し、令和6年度の状況・上位計画・関連計画や維持管理及び建設改良情報等の最新の情報を収集・整理する。

3.1.2 増加施設の情報収集・整理・検討

雨水排水施設である河川・水路施設について、施設の維持管理状況、将来計画等を含む本市の現状を把握し、ウォーターPPPへの導入について調査検討すること。業務上必要な資料については、関係官公庁、企業体等に対し、所在および内容を確認したうえで、収集しなければならない。

3.2 マーケットサウンディング調査及び取りまとめ

説明会や個別対話といった参入意向調査及び支援により、民間企業の参入意欲や、官民連携における業務内容等に対する意見を把握し、官民連携事業の実現に向けた、定量的、定性的な検討を行うこと。

3.3 事業スキーム・調達方法の選定

実現性の高い事業スキーム、スケジュールの取りまとめを行うとともに、事業の円滑化が図れる調達方法及び契約形態の取りまとめを行う。

3.4 法的制約・官民リスク分担の検討

官民連携事業を実施するにあたり、遵守すべき法令、補助制度等の支援措置や課題・リスクを整理し、課題については対応策を検討する。

3.5 導入効果の検証

3.5.1 VFM の算定

公設公営及びウォーターPPP 導入時の各種概算事業費を算定し VFM（Value for Money）を算出する。なお、ウォーターPPP 導入時の概算事業費は、参加意向が確認できる複数社の見積を反映すること。

3.5.2 導入効果の評価

導入効果を、施設管理（モノ）、財産管理（カネ）、執行体制（ヒト）の視点で定量的・定性的に評価すること。

3.6 モニタリング体制・方法の検討

ウォーターPPP導入後のモニタリング体制・方法の検討を行う。

3.7 打ち合わせ協議

必要な打ち合わせ回数を含めた提案とすること。なお、想定した打ち合わせ回数を超過した場合の契約変更は認めない。また対面・オンライン会議の両方を可とするが、必要に応じて使い分けること。

3.8 報告書作成・照査

業務の品質確保、成果品の誤り防止のため、照査を実施すること。

3.9 その他、本業務委託に係る諸業務及び市が指示する業務

4. 対象地区・対象施設

対象地区は市内全域とし、対象施設は以下のとおり（岸和田市で管理する全ての下水道施設）。なお、方針策定においては将来の施設数の増加を見込むこと。

- ①岸和田市公共下水道事業 下水道施設 一式
- ②岸和田市流域関連公共下水道事業 下水道施設 一式
- ③岸和田市特定環境保全公共下水道 下水道施設 一式
- ④岸和田市農業集落排水処理事業 排水処理施設 一式

【対象施設概要】

施設等	施設名	延長・数量	備考
汚水管路	HP・VU・VP・PRP・FRPM・SUS・圧送管・DIP・重圧管・鋼管・卵形管等	約600km	
	マンホール	約31,000箇所	
合流管路	HP・BC・VU・VP・DIP・CP等	約50km	
雨水管路	HP・BC・VU・VP・PRP・FRPM・CP・CSB・PE・圧送管・重圧管・鋼管・卵形管等	約270km	
	普通河川	約30km	
	開渠	市内一円	
	調整池	16箇所	移管予定含む
マンホールポンプ	—	約16,000箇所	
処理場	磯ノ上下水処理場 牛滝浄化センター	2箇所	
ポンプ場	磯ノ上下水ポンプ場 天の川下水ポンプ場 大北下水ポンプ場	5箇所	

	下野町下水ポンプ場 阪南下水ポンプ場		
集落排水処理場	塔原相川地区集落排水処理施設 大沢地区仮設浄化槽	2箇所	

5. 提出図書

- ・報告書 A4 版製本 4 部
- ・参考資料 A4 版製本 4 部
- ・電子成果 CD-R 等 4 部
- ・議事録 A4 版製本 1 部

※作成図書には、府内説明資料、企業向け説明資料等、調査の各段階で必要な図書の作成を含む。

※電子データには、PDFデータの他、原稿データ、計算結果および各種図表等、すべての資料について、発注者が編集可能な状態のものを納品のこと。

6. 準拠すべき図書

6.1 業務は、下記に掲げる図書に準拠して行うものとする。

- (1) 下水道事業の手引（株式会社日本水道新聞社）
- (2) 下水道計画の手引き（一般財団法人全国建設研修センター）
- (3) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル
(国土交通省、農林水産省、環境省)
- (4) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説（公益財団法人日本下水道協会）
- (6) 下水道維持管理指針（公益財団法人日本下水道協会）
- (7) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（公益財団法人日本下水道協会）
- (8) 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
- (9) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
- (10) 公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（国土交通省）
- (11) バイオソリッド利活用基本計画（下水汚泥処理総合計画）策定マニュアル
(公益財団法人日本下水道協会)
- (12) 高度処理施設設計マニュアル（案）（公益財団法人日本下水道協会）
- (13) 下水道収支分析モデルの作成について（公益財団法人日本下水道協会）
- (14) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (15) PPP/PFI 推進アクションプラン（内閣府）
- (16) PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン（内閣府）
- (17) PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（内閣府）
- (18) VFM (Value For Money) に関するガイドライン（内閣府）
- (19) 契約に関するガイドライン—PFI 事業契約における留意事項について—（内閣府）
- (20) モニタリングに関するガイドライン（内閣府）
- (21) 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（内閣府）
- (22) ウォーターピーク導入検討の進め方について（国土交通省）
- (23) 下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン（国土交通省）
- (24) 性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン（国土交通省）
- (25) 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン（国土交通省）
- (26) 下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (27) PPP/PFI 優先的検討指針（内閣府）
- (28) 多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針（内閣府）
- (29) PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引（内閣府）
- (30) PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引（内閣府）

6.2上記以外の図書

上記以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ担当者の承諾を受けなければならない。

7. その他

7.1法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

7.2中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

7.3秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7.4公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

7.5成果品の審査および納品

(1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

7.6関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするときまたは協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

7.7参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

7.8参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

7.9証明書の交付

必要な証明書および申請書の交付は、受注者の申請による。

7.10他団体との連携

単独公共下水道磯ノ上処理区、特定環境保全公共下水道牛滝処理区及び農業集落排水処理事業の流域関連公共下水道への編入を計画していることから、本業務の検討内容として、大阪府との連携も対象と含めること。